

掛川市条例第20号

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例（平成17年掛川市条例第151号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に変更する。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、掛川市立幼稚園の保育料及び預かり保育料（<u>学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する教育課程に係る教育時間の終了後に当該幼稚園に在園する幼児を対象として行う教育活動に係る保育料をいう。以下同じ。）</u>）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第2条 保育料及び預かり保育料の額は、次の各号に掲げる保育料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 保育料 月額6,000円</p> <p>(2) 預かり保育料</p> <p>ア 年間利用 月額8,000円</p> <p>イ 一時利用 日額650円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、月の途中における入園若しくは開始又は退園若しくは中止に係る<u>保育料及び同項第2号アに掲げる預かり保育料</u>（以下この項において「<u>保育料等</u>」という。）の額は、次の各号に掲げる<u>保育料等</u>の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、掛川市立幼稚園の保育料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第2条 保育料の額は、次の各号に掲げる保育料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>幼稚園保育料 別表に定める額</u></p> <p>(2) 預かり保育料 <u>（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下この号において「省令」という。）第38条に規定する教育課程に係る教育時間の終了後及び省令第39条において準用する省令第61条第3号に規定する休業日に掛川市立幼稚園に在園する幼児（以下「園児」という。）を対象として行う教育活動に係る保育料をいう。以下同じ。）</u></p> <p>ア 年間利用 月額8,000円 <u>（8月にあつては、日額1,000円）</u></p> <p>イ 一時利用 日額650円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、月の途中における入園若しくは開始又は退園若しくは中止に係る<u>幼稚園保育料及び同項第2号アに掲げる預かり保育料</u>（<u>8月分を除く。以下この項において同じ。）</u>）の額は、次の各号に掲げる<u>場合</u>の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

<p><u>(1) 入園若しくは開始又は退園若しくは中止した日の属する月の2分の1以上を在園した幼児に係る保育料等 全額</u></p> <p><u>(2) 前号に規定する幼児以外の幼児に係る保育料等 半額</u></p> <p>(保育料の納付)</p> <p>第3条 保育料及び預かり保育料は、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。</p>	<p><u>(1) 月の途中における入園又は開始の場合 前項第1号に掲げる幼稚園保育料の額又は前項第2号アに掲げる預かり保育料の額（次号において「基準額」という。）に入園日から当該入園日の属する月の月末までにおける開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。）</u></p> <p><u>(2) 月の途中における退園又は中止の場合 基準額に退園日の前日までの開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額</u></p> <p>(保育料の納付)</p> <p>第3条 保育料は、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		幼稚園保育料の額（月額）	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
第2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）	1,000円	
第3	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。）	2,000円	
第4	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	1円以上16,200円未満	
第5		16,200円以上32,400円未満	
第6		32,400円以上48,600円未満	
第7		48,600円以上77,100円未満	
第8		77,100円以上145,000円未満	
第9		145,000円以上211,200円未満	
第10		211,200円以上301,000円未満	
第11		301,000円以上397,000円未満	
第12		397,000円以上	
			6,000円
			7,000円
			8,000円
		11,000円	
		13,000円	
		15,000円	
		17,000円	
		18,000円	
		19,000円	

備考

- この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 幼稚園保育料の額は、当該年度（4月から8月までの分については、前年度）の市民税の額から算定するものとする。
- 園児の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層に認定された場合における幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、そ

れぞれ次の表の幼稚園保育料の金額の欄に定める額とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に入所児童を扶養しているものの世帯
- (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると教育委員会が認めた世帯

階層区分	幼稚園保育料の金額
第2	0円
第3	0円
第4	4,000円
第5	6,000円
第6	7,000円
第7	10,000円

- 4 第1階層以外の世帯であって、園児を2人以上有し、又は低学年児（次の各号のいずれかに該当する児童をいう。）を有する場合における幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄及び中欄に掲げる世帯の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。この場合において、園児の属する世帯が3に掲げる世帯に該当する場合における第2階層から第7階層までに係る幼稚園保育料の額の計算については、同表の右欄中「幼稚園保育料の額の月額」とあるのは、「3により算定した当該階層の幼稚園保育料の額の月額」とする。

(1) 小学校1年から3年までの学年に在籍する児童

(2) 小学校に就学しておらず、又は特別支援学校小学部に在籍している児童のうち、6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から9歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

ア 低学年児を有する世帯	(ア) 1人の低学年児を有する世帯	最年長の園児については、幼稚園保育料の額の月額に2分の1を乗じて得た額
		最年長以外の園児については、0円
	(イ) 2人以上の低学年児を有する世帯	0円
イ 低学年児を有しない世帯のうち、2人以上の園児を有する世帯		最年長の園児については、幼稚園保育料の額の月額
		次年長の園児については、幼稚園保育料の額の月額に2分の1を乗じて得た額
		その他の園児については、0円

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市立幼稚園保育料等徴収条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の保育料について適用し、平成27年度分までの保育料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第2条第1項第1号及び別表の表の規定にかかわらず、平成28年度から平成31年度までの年度分の幼稚園保育料の額は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める表のとおりとする。この場合において、平成28年度から平成30年度までの年度分の幼稚園保育料の額を計算するときは、別表備考3の規定は適用しないものとする。

(1) 平成28年度

ア 別表備考3に掲げる世帯のいずれにも該当しない場合

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		幼稚園保育料の額（月額）
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
第2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）	1,000円

第3	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。）		2,000円
第4	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	1円以上16,200円未満	6,000円
第5		16,200円以上77,100円未満	7,000円
第6		77,100円以上	8,000円

イ 別表備考3に掲げる世帯に該当する場合

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		幼稚園保育料の額（月額）	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円
第2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）		0円
第3	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。）		0円
第4	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	1円以上16,200円未満	4,000円
第5		16,200円以上77,100円未満	6,000円
第6		77,100円以上	8,000円

(2) 平成29年度

ア 別表備考3に掲げる世帯のいずれにも該当しない場合

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		幼稚園保育料の額（月額）	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円
第2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）		1,000円
第3	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。）		2,000円
第4	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	1円以上16,200円未満	6,000円
第5		16,200円以上32,400円未満	7,000円
第6		32,400円以上77,100円未満	8,000円
第7		77,100円以上145,000円未満	9,000円
第8		145,000円以上	10,000円

イ 別表備考3に掲げる世帯に該当する場合

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		幼稚園保育料の額（月額）	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
第2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）	0円	
第3	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。）	0円	
第4	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	1円以上16,200円未満	4,000円
第5		16,200円以上32,400円未満	6,000円
第6		32,400円以上77,100円未満	7,000円
第7		77,100円以上145,000円未満	9,000円
第8		145,000円以上	10,000円

(3) 平成30年度

ア 別表備考3に掲げる世帯のいずれにも該当しない場合

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		幼稚園保育料の額（月額）	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
第2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）	1,000円	
第3	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。）	2,000円	
第4	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	1円以上16,200円未満	6,000円
第5		16,200円以上32,400円未満	7,000円
第6		32,400円以上48,600円未満	8,000円
第7		48,600円以上77,100円未満	9,000円
第8		77,100円以上145,000円未満	10,000円
第9	145,000円以上	12,000円	



イ 別表備考3に掲げる世帯に該当する場合

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		幼稚園保育料の額（月額）	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
第2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）	0円	
第3	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。）	0円	
第4	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	1円以上16,200円未満	4,000円
第5		16,200円以上32,400円未満	6,000円
第6		32,400円以上48,600円未満	7,000円
第7		48,600円以上77,100円未満	9,000円
第8		77,100円以上145,000円未満	10,000円
第9		145,000円以上	12,000円

(4) 平成31年度

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		幼稚園保育料の額（月額）	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
第2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）	1,000円	
第3	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。）	2,000円	
第4	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	1円以上16,200円未満	6,000円
第5		16,200円以上32,400円未満	7,000円
第6		32,400円以上48,600円未満	8,000円
第7		48,600円以上77,100円未満	10,000円
第8		77,100円以上145,000円未満	11,000円
第9		145,000円以上211,200円未満	13,000円
第10	211,200円以上	14,000円	